明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

# 官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔府　令〕
○乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（内閣府一）　一
〔告　示〕
○国家戦略特別区域計画を認定した件（内閣府一六、一七）　四
○国家戦略特別区域計画の変更を認定した件（同一八～二一）　五
○地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶以外を指定する等の件の一部を改正する件（総務六）　六
○地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶を指定する等の件の一部を改正する件（同七）　八
○地方税法第三百八十九条第一項第二号の償却資産を指定する等の件の一部を改正する件（同八）　一三
○肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産五九）　一七
○生産業者及び輸入業者の住所の変更に係る届出があった件（同六〇）　二〇
○肥料の登録が失効した件（同六一）　二三
〔官庁報告〕
公聴会
公聴会開催に関する公示（運輸審議会）　二三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二五
特殊法人等
弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、日本弁護士連合会弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・職務上の氏名の使用・廃止・記章紛失・外国法事務弁護士名簿の登録・登録取消し、日本弁護士連合会公示送達関係　二七
地方公共団体
行旅死亡人関係　二九
会社その他
会社決算公告　三〇

## 府　令

**○内閣府令第一号**

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十四条の十六第二項の規定に基づき、及び同法を実施するため、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を次のように定める。

令和七年一月十四日

内閣総理大臣　石破　茂

### 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準

目次

第一章　総則（第一条―第十九条）
第二章　乳児等通園支援事業
第一節　通則（第二十条）
第二節　一般型乳児等通園支援事業（第二十一条―第二十四条）
第三節　余裕活用型乳児等通園支援事業（第二十五条・第二十六条）
第三章　雑則（第二十七条）
附則

#### 第一章　総則

（趣旨）

**第一条**　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第三十四条の十六第二項の内閣府令で定める基準（以下この条において「設備運営基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一　法第三十四条の十六第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について市町村（特別区を含む。以下同じ。）が条例を定めるに当たって従うべき基準　第十一条（乳児等通園支援事業者（市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）の監督に属する乳児等通園支援事業（法第六条の三第二十三項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の職員に係る部分に限る。）、第二十二条及び第二十五条（職員に係る部分に限る。）の規定による基準

二　法第三十四条の十六第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準　第七条、第八条、第十二条、第十三条、第十五条、第十八条、第二十条、第二十一条（調理設備に係る部分に限る。）、第二十三条（第二十六条において準用する場合を含む。）及び第二十五条（設備に係る部分に限る。）の規定による基準

三　法第三十四条の十六第一項の規定により、同条第二項各号に掲げる事項以外の事項について市町村が条例を定めるに当たって参酌すべき基準　この府令に定める基準のうち、前二号に定める規定による基準以外のもの

2　設備運営基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が、乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第六条の三第二十三項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

3　内閣総理大臣は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準の目的）

**第二条**　法第三十四条の十六第一項の規定により市町村が条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が乳児等通園支援を提供することにより、利用乳幼児が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。